

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案に寄せられた意見に対する考え方・対応

	意 見	意見に対する考え方・対応
	既に市場に流れている「印刷用インキで印刷又は印字された電子・電気部品等の製品あるいは包装材料」を調査することは極めて困難であるため、これらについての規制は除く運用をお願い致します。	今回新たに追加される規制対象製品は印刷用インキであり、当該印刷用インキで印刷若しくは印字された製品又は包装材料は規制の対象には含まれません。